

前回審議会における提案事項に係る検討状況

(1) 不安定就労の青少年向けの取組について

【浅川委員のご提案概要】

施策の推進状況の主な取組において、不安定就労の青少年向けの取組の記載が無い。雇用の劣化、雇用自身の不安定さが若者の困難に直結しているという観点が必要で、それに関する施策を記載すべき。

[状況分析と対応方向]

- 若年者を含む労働者の労働時間や待遇などの改善といった就業環境の整備については、委員ご指摘の課題意識をもって、既に取組が展開されているところではある。

委員のご意見を踏まえ、次期計画において関連施策の記載について関係課との協議を検討します。

(経済部雇用労政課)

(2) 青少年が議論を交わす場の設置（及びその反映）について

【浅川委員のご提案概要】

自発的に意見を言える子どもだけでなく、子どもであれば誰もが意見表明できて、誰もが参加できる仕組みへと展開していただきたい。

[状況分析と対応方向]

- 本年4月に施行されたこども基本法では、施策にこどもや子育て当事者の意見を反映させることが義務付けられたことから、幅広くこどもの声を聴く取組や施策への反映方法について検討してまいります。

【参考】こども基本法第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(保健福祉部子ども家庭支援課)

(3) 青少年の意思決定能力の向上について

【浅川委員のご提案概要】

子どもたちが自分自身で考え、ルールを作る自己指導能力を高めるような仕組みを作っていく必要がある。

[状況分析と対応方向]

○子どもたちが自己に直接関係する事項について自ら主体的に考え、意思決定できる力を養うことは、自主及び自律の精神を養うとの教育の目標であります。

次期計画策定時において、関連計画との整合を図ることを検討します。

【参考】※教育基本法第2条（教育の目標）

「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」

(教育庁 学校教育局生徒指導・学校安全課)

(4) 地域協議会について

【高橋委員のご提案概要】

地域協議会のメンバーに、子供・若者を対象に支援を行っている地域の団体を加えれば、多様な立場からの意見や情報を吸い上げることができるのではないかと。

[現状分析と対応方向]

○具体的な支援を行う地域団体については、市町村地域協議会に参画することが効果的と考えられます。

一方、道内の市町村地域協議会の設置は少ない(※)ことから、道としては、引き続き市町村地域協議会設置促進に努めてまいります。

【参考】子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針 1 (6)

都道府県の設置する協議会と市町村の設置する協議会の役割分担「住民に対する個別具体的な支援は身近な市町村で行い、都道府県はそのバックアップをするという一般的な原則を基本とすべきである。」

※道内設置団体：札幌市、石狩市、苫小牧市、帯広市、中頓別町

(保健福祉部子ども家庭支援課)

(6) 第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況
(令和4年度)の指標について

【河合副会長のご提案概要】

- ・指標の設定に当たっては、指標の有効性、有益性を検討すべき。
- ※施策の展開が指標値にどのように影響を与えるのか（関数性）
- ・指標の目標値については、実現可能なものに設定すべき。
- ・取組によって指標がどのように影響を受けたのか分かるとよい。
上記「有効性、有益性」と同義。
- ・不登校の指標についての改善

[対応方向]

○委員のご意見を踏まえ、次期計画策定時に検討します。

(保健福祉部子ども家庭支援課)